

2025 年 10 月 24 日

各 位

株式会社 北海道銀行

道内金融機関における「手形・小切手の全面的な電子化」の推進について

このたび、北海道内に所在する31金融機関は、政府・産業界・金融界を挙げて取り組んでいる「手形・小切手機能の全面電子化」に共同して、一層の推進をおこなうことを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 共同金融機関（五十音順）

旭川信用金庫、網走信用金庫、ウリ信用組合、遠軽信用金庫、渡島信用金庫、帯広信用金庫、北空知信用金庫、北見信用金庫、釧路信用金庫、釧路信用組合、札幌中央信用組合、JA/JA北海道信連、空知商工信用組合、空知信用金庫、大地みらい信用金庫、伊達信用金庫、道南うみ街信用金庫、十勝信用組合、苫小牧信用金庫、函館商工信用組合、日高信用金庫、北央信用組合、北星信用金庫、北門信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、北海道労働金庫、室蘭信用金庫、留萌信用金庫、稚内信用金庫

2. 共同の利用

現在、政府・産業界・金融界において2021 年6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「2026 年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取り組みをおこなっています。

道内の金融機関が共同することで、電子化への取り組みを加速させ、「2026 年度末までの手形・小切手機能の全面電子化」に向けた対応をサポートするとともに、地域・お客さまのDXを促進し、地域課題の解決を図ります。

また、手形・小切手機能を全面的に電子化することで紙資源の使用を抑制し、環境負荷の軽減を通じて環境保全へ貢献します。

3. 共同の概要

- ① 「手形・小切手機能の全面電子化」にかかるお客さま向けリーフレットの共同調製
 - ② 「でんさい」や「インターネットバンキング」（※）等の電子的決済手段の推進
- （※）各金融機関により呼称は相違します。

4. 該当する SDGs の目標

SDGs は Sustainable Development Goals の略称で、2015 年に国連で採択された2030 年までに達成すべき17 の目標と169 の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019 年4 月に「SDGs 宣言」を表明しました。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道銀行 総合事務部 阿部・田中 TEL：011-815-1392

広報 CSR 室 坂野・石水 TEL：011-233-1005

手形・小切手の全面的な電子化について

■電子化とは

電子化の代表例

インターネット
バンキングによる振込

電子記録債権
(でんさい)

電子化のメリット

リスク削減 手形等の現物がないため、紛失や盗難等の心配がありません。

事務負担軽減 手形等の振出作業や郵送作業が不要です。手形の保管・管理等が不要です。

コスト削減 取引先への郵送料や印紙代が不要です。

場所を選ばず利用可能 非対面での取引が可能のため、取引先や金融機関等に行く必要がありません。

■電子化が遅れると

- ✓ 電子化によるメリットを享受できず、生産性の向上が遅れてしまう。
- ✓ 取引先との資金決済に支障が生じる 等のおそれがあります。

■代替サービスについて

(1) 手形をご利用のお客さま

手形に代わる決済手段として「でんさい」のご利用を推奨しております。でんさいとは、でんさいネットが取扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

(2) 小切手をご利用のお客さま

小切手に代わる決済手段として、当行のインターネットバンキング「道銀ビジネス WEB サービス」のご利用を推奨しております。また、支払先によってはクレジットカードでのお支払いも可能です。

【ご参考】「手形・小切手の全面的な電子化」に関する北海道銀行のこれまでの取り組み

払戻請求書による当座預金出金の取扱い	当座預金からの払い戻しについて、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取り扱いを開始しております。
2027 年 4 月以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止	2027 年 4 月 1 日(木)以降を期日とする手形や小切手(先日付小切手)について、期日管理が必要な代金取立の受付を停止しております。
手形・小切手帳の発行受付終了	2026 年 3 月 31 日(火)をもちまして手形帳・小切手帳の発行依頼の受付を終了いたします。
「道銀電子債権サービス」ご利用手数料の改定	2025 年 6 月 2 日(月)より、決済事務手数料を無償化するなどご利用手数料の改定を実施しております。
発行済み未使用手形・小切手の買戻しについて	2026 年 3 月 31 日(火)まで、2024 年 10 月以降に当行で購入された「手形帳」「小切手帳」に綴られている未使用用紙を買戻しいたします。
手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について	2026 年 9 月 30 日(水)を期限として①手形・小切手の最終振出期限の設定 ②他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了 ③銀行振出小切手(自己宛小切手)の発行受付終了いたします。